

三 第百四十九条の二の二第二項の規定による通知を受けるべき新投資口予約権者があるときは、同項の規定による通知の日又は同条第三項の公告の日のいずれか早い日

第一百四十九条の二第二項中「登録投資口質権者」の下に「及び登録新投資口予約権質権者」を加える。

第一百四十九条の三の次に次の二条を加える。

(新投資口予約権買取請求)

第一百四十九条の二の二 吸収合併をする場合には、吸収合併消滅法人の新投資口予約権の新投資口予約権者は、吸収合併消滅法人に対し、自己の有する新投資口予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

2 吸収合併消滅法人は、効力発生日の二十日前までに、その新投資口予約権の新投資口予約権者に対し、吸収合併をする旨並びに吸収合併存続法人の商号及び住所を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

4 会社法第七百八十七条第五項から第七項まで、第七百八十八条（第七項を除く。）、第八百六十八条

第一項、第八百七十三条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の一、第八百七十二条本

文、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一百四十九条の七第二項中「発行可能投資口総口数から」を削り、「を控除して得た口数」を「の五分の一」に改める。

第一百四十九条の十一第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第一百四十九条の十三の二第二項の規定による通知を受けるべき新投資口予約権者があるときは、同項の規定による通知の日又は同条第三項の公告の日のいずれか早い日

第一百四十九条の十二第二項中「登録投資口質権者」の下に「及び登録新投資口予約権質権者」を加える。

第一百四十九条の十三の次に次の一条を加える。

（新投資口予約権買取請求）

第一百四十九条の十三の二　新設合併をする場合には、新設合併消滅法人の新投資口予約権の新投資口予約

権者は、新設合併消滅法人に対し、自己の有する新投資口予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

2 新設合併消滅法人は、第一百四十九条の十二第一項の投資主総会の決議の日から二週間以内に、その新投資口予約権の新投資口予約権者に対し、新設合併をする旨並びに他の新設合併消滅法人及び新設合併設立法人の商号及び住所を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

4 会社法第八百八条第五項から第七項まで、第八百九条（第七項を除く。）、第八百六十八条第一項、第八百七十条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二、第八百七十二条本文、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、同法第八百八条第五項中「第三項」とあるのは「投資法人法第一百四十九条の十三の二第二項」と、「前項」とあるのは「同条第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一百六十六条第二項第八号中「投資主名簿及び」を「投資主名簿、新投資口予約権原簿及び」に改め

る。

第一百六十九条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 新設合併消滅法人が新投資口予約権を発行しているときは、第一百四十九条の十二の一第一項の規定による通知又は同条第三項の公告をした日から二十日を経過した日

第一百七十四条に次の一号を加える。

九 吸収合併消滅法人が新投資口予約権を発行しているときは、第八十八条の二十二第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は新投資口予約権証券を発行していなかつたことを証する書面

第一百七十五条に次の一号を加える。

九 新設合併消滅法人が新投資口予約権を発行しているときは、第八十八条の二十二第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は新投資口予約権証券を発行していなかつたことを証する書面

第一百九十四条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、登録投資法人が国外の特定資産について、当該特定資産が所在する国の法令の規定その他の制限により、前条第一項第三号から第五号までに掲げる取引を行うことができないものとして政

令で定める場合において、専らこれらの取引を行うことを目的とする法人の発行する株式を取得すると
きは、適用しない。

第一百九十六条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「者の募集」の下に「又は新投資口予約権無償
割当て」を加える。

第二百一条第一項中「次項」の下に「、次条第一項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(利害関係人等との取引の制限)

第二百一条の二 資産運用会社が登録投資法人の委託を受けて当該登録投資法人の資産の運用を行う場合
において、当該登録投資法人と当該資産運用会社の利害関係人等との第百九十三条第一項第一号から第
四号までに掲げる取引（当該登録投資法人の資産に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定めるも
のを除く。）が行われることとなるときは、当該資産運用会社は、あらかじめ、当該登録投資法人の同
意を得なければならない。

2 執行役員は、前項の同意を与えるためには、役員会の承認を受けなければならない。

第二百二条第二項中「前条」を「第二百一条」に改める。

第一百二十条第一項中「発行する投資証券」の下に「新投資口予約権証券」を加える。

第一百三十条第二項中「投資口」の下に「新投資口予約権」を加える。

第一百三十四条第一項第二号中「第一百二十八条の三第一項」の下に「第八十四条第一項において準用する会社法第二百十条」を加え、「会社法」を「同法」に改める。

第一百三十九条第二号中「よる運用報告書」の下に「若しくは第十四条第四項（第五十四条第一項又は第五十九条において準用する場合を含む。）の規定による書面」を、「した運用報告書」の下に「若しくは書面」を加える。

第一百四十六条第一号中「第十四条第三項」を「第十四条第六項」に改める。

第二百四十九条第七号中「投資主名簿」の下に「新投資口予約権原簿」を加え、同条第十三号中「又は第八十条第二項若しくは」を「第八十条第二項の規定に違反して投資口の処分若しくは消却をすることを怠つたとき、」に改め、「怠つたとき」の下に「又は第八十条第四項の規定に違反して投資口の処分若しくは消却をしたとき」を加え、同条第十四号中「投資口」の下に「新投資口予約権」を加え、同条第十五号中「第八十五条第一項」の下に「若しくは第八十八条の二十一第一項」を加える。

(信用金庫法の一部改正)

第十条 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第四号中「第十三号」の下に「から第十五号まで」を加え、同条第五号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第五十三条第三項第七号中「業務（）の下に「次号に掲げる業務に該当するもの及び」を加え、同号の次に次の一号を加える。

七の二 外国銀行の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、内閣府令で定めるものに限る。）

第五十四条第四項第七号中「業務（）の下に「前条第三項第七号の二に掲げる業務及び」を加え、同項第七号の二を次のように改める。

七の二 外国銀行の業務の代理又は媒介（信用金庫連合会の子会社である外国銀行の業務の代理又は媒介を当該信用金庫連合会が行う場合における当該代理又は媒介及び外国において行う外国銀行（当該

信用金庫連合会の子会社を除く。）の業務の代理又は媒介であつて、内閣府令で定めるものに限

る。)

第五十四条の二を次のように改める。

(外国銀行代理業務に係る認可等)

第五十四条の二 金庫は、次に掲げる業務（以下この条において「外国銀行代理業務」という。）を行おうとするときは、当該外国銀行代理業務の委託を受ける旨の契約の相手方である外国銀行（以下「所属外国銀行」という。）ごとに、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一 当該金庫のうち信用金庫については、第五十三条第三項第七号の二に掲げる業務

二 当該金庫のうち信用金庫連合会については、前条第四項第七号の二に掲げる業務

2 前項の規定は、信用金庫連合会が当該信用金庫連合会の子会社である外国銀行を所属外国銀行として外国銀行代理業務（同項第二号に掲げる業務に限る。以下同じ。）を行おうとするときは、適用しない。この場合において、当該信用金庫連合会は、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行ごとに、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣に届け出なければならない。

第五十四条の二の二中「前条」を「前条第二項」に改める。

第五十四条の二の三中「第五十四条の二」を「第五十四条の二第二項」に、「同項」を「同法第二条第一項」に改める。

第五十四条の二十一第一項第二号中「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を削り、「次条第七項」を「次号並びに次条第七項及び第九項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社（次条第一項及び第七項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該会社の議決権を、当該信用金庫又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

第五十四条の二十一第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同条第二項中「その他の」を「信用金庫又はその子会社による同項第二号又は第二号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他」に

改め、同項ただし書中「当該事由」の下に「（当該信用金庫又はその子会社による同項第二号又は第二号の一に掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由を除く。）」を加える。

第五十四条の二十二第一項中「及び第三号に掲げる会社」を「第二号の二及び第三号に掲げる会社（同項第二号の一に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。）並びに特例対象会社」に改め、同条第七項中「新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社」を「前条第一項第二号に掲げる会社又は特別事業再生会社」に改め、同条に次の一項を加える。

9 第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、当該信用金庫又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）及び前条第一項第二号又は第二号の一に掲げる会社（当該信用金庫の子会社であるものに限る。）と内閣府令で定める特殊の関係のある会社をいう。

第五十四条の二十三第一項中「（第二項）を「（以下この条）に改め、同項第十号中「第六項」を「第

九項」に改め、同項第十一号中「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を削り、「次条第二項」を「次号並びに次条第二項及び第四項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十一の二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社（次条第一項及び第二項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該会社の議決権を、当該信用金庫連合会又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

第五十四条の二十三第一項第十二号中「前各号」の下に「及び次号」を加え、同項に次の一号を加える。

十三 前各号に掲げる会社のみを子会社とする外国の会社であつて、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの（当該会社になることを予定している会社を含み、前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

第五十四条の二十三第二項第六号ロ、第七号ロ及び第八号ハ中「に掲げる持株会社」を「又は第十三号

に掲げる会社」に改め、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項中「第三項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「子会社対象会社」と、「の下に」「同項第二号又は第二号の二」とあるのは「同項第十一号又は第十一号の二」と、「を加え、「第五十四条の二十三第二項」を「第五十四条の二十三第六項」に、「同条第四項」を「同条第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項中「又は第十二号」を「第十二号又は第十三号」に、「前項第一号」を「第二項第一号」に、「及び第六項」を「及び第九項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 第一項の規定は、信用金庫連合会が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている同項第六号から第十号までに掲げる会社（同号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。第五項において同じ。）又は特例対象持株会社（持株会社（子会社対象会社を子会社としている会社に限る。）又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの（子会社対象会社を子会社としているものに限り、持株会社を除く。）をいう。第五項において同じ。）を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合には、適用しない。ただし、当該信用金庫連合

会は、当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日から五年を経過する日までに当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

4 信用金庫連合会は、前項ただし書の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合には、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の承認を受けて、一年を限り、これらの期限を延長することができる。

5 内閣総理大臣は、信用金庫連合会につき次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の承認をするものとする。

一 当該信用金庫連合会が、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社又は当該会社を子会社としている第一項第六号から第十号までに掲げる会社若しくは特例対象持株会社の本店又は主たる事務所の所在する国の金融市場又は資本市場の状況その他の事情に照らして、前項の期限までにその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事情があると認められること。

二 当該信用金庫連合会が子会社とした第一項第六号から第十号までに掲げる会社又は特例対象持株会

社の事業の遂行のため、当該信用金庫連合会がその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められること。

第五十四条の二十四第一項中「及び第十二号に掲げる会社」を「第十一号の二及び第十二号に掲げる会社（同項第十一号の二に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。）並びに特例対象会社」に改め、同条第二項中「新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社」を「前条第一項第十一号に掲げる会社又は特別事業再生会社」に改め、同条第三項中「次条第三項」を「次条第六項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、当該信用金庫連合会又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）及び前条第一項第十一号又は第十一号の二に掲げる会社（当該信用金庫連合会の子会社であるものに限る。）と内閣府令で定める特殊の関係のある会社をいう。

第八十七条第一項第二号中「若しくは第二号」を「から第一号の二まで」に、「若しくは第十一号」を

「から第十一号の二まで」に、「同条第三項」を「同条第六項」に改め、同項第四号中「第五十四条の二十三第三項」を「第五十四条の二十二第六項」に改め、同項第六号中「金融破綻^{たん}処理制度」を「金融破綻処理制度」に改める。

第八十七条の五第二号中「及び次条」を削る。

第八十九条第三項中「第五十四条の二」を「第五十四条の二第二項」に改め、同条第四項中「第五十四条の二に規定する所属外国銀行」を「第五十四条の二第一項に規定する所属外国銀行」に、「第五十四条の二に規定する外国銀行代理業務」を「第五十四条の二第二項に規定する外国銀行代理業務」に改める。

第八十九条の二中「第五十四条の二」を「第五十四条の二第一項」に改める。

第九十一条第一項第十四号中「第五十四条の二」を「第五十四条の二第二項」に改め、同項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 第五十四条の二第一項の規定に違反したとき。

第九十一条第一項第十九号の五中「第五十四条の二十二第三項」を「第五十四条の二十三第六項」に、

「同条第四項」を「同条第七項」に、「同条第三項」を「同条第六項」に改め、同項第二十四号中「第三

「十一条」の下に「第五十四条の二第一項」を加え、「第五十四条の二十三第三項（同条第四項）」を「第五十四条の二十三第六項（同条第七項）」に改める。

（長期信用銀行法の一部改正）

第十一条　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二第一項第十一号中「第九項」を「第十二項」に改め、同項第十二号中「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を削り、「定めるもの」の下に「（次号において「特定子会社」という。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十二条の二　経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社にあつては、当該会社の議決権を、当該長期信用銀行又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、第十七条において準用する銀行法第十六条の三第一項（銀行等による議決権の取得等の制限）に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

第十三条の二第一項第十三号中「前各号」の下に「及び次号」を加え、同項に次の一号を加える。

十四 前各号に掲げる会社のみを子会社とする外国の会社であつて、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの（当該会社になることを予定している会社を含み、前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

第十三条の二第四項第六号口及び第七号口中「に掲げる持株会社」を「又は第十四号に掲げる会社」に改め、同項第八号イ中「第十項」を「第十三項」に改め、同号ハ中「に掲げる持株会社」を「又は第十四号に掲げる会社」に改め、同条第五項中「その他の」を「、長期信用銀行又はその子会社による同項第十二号又は第十一号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他」に改め、同項ただし書中「当該事由」の下に「（当該長期信用銀行又はその子会社による同項第十二号又は第十二号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由を除く。）」を加え、同条第十項を同条第十三項とし、同条第九項中「第六項」を「第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「第六項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項中「又は第十三号」を「第十三号又は第十四号」に、「第九項」を「第十二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項の次に次の三項を加える。

- 6 第一項の規定は、長期信用銀行が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている同項第七号から第十一号までに掲げる会社（同号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。第八項において同じ。）又は特例対象持株会社（持株会社（子会社対象会社を子会社としている会社に限る。）又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの（子会社対象会社を子会社としているものに限り、持株会社を除く。）をいう。第八項において同じ。）を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合には、適用しない。ただし、当該長期信用銀行は、当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日から五年を経過する日までに当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。
- 7 長期信用銀行は、前項ただし書の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合には、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の承認を受けて、一年を限り、これらの期限を延長することができる。
- 8 内閣総理大臣は、長期信用銀行につき次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の承認をするものとする。

一 当該長期信用銀行が、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社又は当該会社を子会社としている第一項第七号から第十一号までに掲げる会社若しくは特例対象持株会社の本店又は主たる事務所の所在する国の金融市場又は資本市場の状況その他の事情に照らして、前項の期限までにその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事情があると認められること。

二 当該長期信用銀行が子会社とした第一項第七号から第十一号までに掲げる会社又は特例対象持株会社の事業の遂行のため、当該長期信用銀行がその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められること。

第十六条の四第一項第十号中「第六項」を「第九項」に改め、同項第十一号中「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を削り、「定めるもの」の下に「（次号において「特定子会社」という。）」を、「第五十二条の二十四第一項」の下に「（銀行持株会社等による議決権の取得等の制限）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十一の二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定

める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社にあつては、当該会社の議決権を、長期信用銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、第十七条において準用する銀行法第五十二条の二十四第一項（銀行持株会社等による議決権の取得等の制限）に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

第十六条の四第一項第十二号中「前各号」の下に「及び次号」を加え、同項に次の一号を加える。

十三 長期信用銀行又は前各号に掲げる会社のみを子会社とする外国の会社であつて、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの（当該会社になることを予定している会社を含み、前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

第十六条の四第二項中「その他の」を「長期信用銀行持株会社又はその子会社による同項第十一号又は第十一号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他」に改め、同項ただし書中「当該事由」の下に「（当該長期信用銀行持株会社又はその子会社による同項第十一号又は第十一号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由を除く。）」を加え、同条第六項中「第三項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第三項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、

同条第四項を同条第七項とし、同条第三項中「若しくは第十二号」を「第十二号若しくは第十三号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 第一項の規定は、長期信用銀行持株会社が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている同項第六号から第十号までに掲げる会社（同号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。第五項において同じ。）又は特例対象持株会社（持株会社（子会社対象会社を子会社としている会社に限る。）又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの（子会社対象会社を子会社としているものに限り、持株会社を除く。）をいう。第五項において同じ。）を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合には、適用しない。ただし、当該長期信用銀行持株会社は、当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日から五年を経過する日までに当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

4 長期信用銀行持株会社は、前項ただし書の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合には、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについて内

閣総理大臣の承認を受けて、一年を限り、これらの期限を延長することができる。

5 内閣総理大臣は、長期信用銀行持株会社につき次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の承認をするものとする。

一 当該長期信用銀行持株会社が、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社又は当該会社を子会社としている第一項第六号から第十号までに掲げる会社若しくは特例対象持株会社の本店又は主たる事務所の所在する国の金融市場又は資本市場の状況その他の事情に照らして、前項の期限までにその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事情があると認められること。

二 当該長期信用銀行持株会社が子会社とした第一項第六号から第十号までに掲げる会社又は特例対象持株会社の事業の遂行のため、当該長期信用銀行持株会社がその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められること。

第十六条の四の二第一項第一号口中「前条第一項第十一号」の下に「及び第十一号の二」を加え、同項第二号中「第十一号」の下に「及び第十一号の二」を加え、同条第二項中「前条第一項第十一号」の下に

「及び第十一号の二」を加え、同条第五項中「前条第四項」を「前条第七項」に改める。

第二十条第二項中「第十六条の四第三項若しくは第四項ただし書」を「第十六条の四第六項若しくは第七項ただし書」に改める。

第二十五条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 銀行法第二十九条の規定による命令に違反した者

第二十五条第八号中「若しくは監査役」を「監査役若しくは会計監査人」に改める。

第二十六条第一項第一号中「第五号」を「第五号の二」に改める。

第二十七条第四号中「第十三条の二第六項」を「第十三条の二第九項」に、「同条第八項」を「同条第十一項」に、「同条第六項」を「同条第九項」に改め、同条第六号中「第十六条の四第三項」を「第十六条の四第六項」に、「同条第五項において準用する同条第三項」を「同条第八項において準用する同条第三項」に、「（同条第三項）を「（同条第六項」に改め、同条第七号中「第十三条の二第六項（同条第八項」を「第十三条の二第九項（同条第十一項」に、「第十六条の四第三項（同条第五項」を「第十六条の四第六項（同条第八項」に改め、同条第十三号中「第二十九条、」を削る。

(労働金庫法の一部改正)

第十二条 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のようにより改定する。

第三十四条第四号中「第十三号」の下に「から第十五号まで」を加え、同条第五号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第五十八条の二第一項第二号中「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を削り、「次条第七項」を「次号並びに次条第七項及び第九項」に改め、同号の次に次の二号を加える。

二の二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令・厚生労働省令で定める要件に該当しない会社（次条第一項及び第七項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該会社の議決権を、当該労働金庫又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

第五十八条の三第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同条第二項中「その他の」を「労働

金庫又はその子会社による同項第二号又は第二号の一に掲げる会社の株式又は持分の取得その他」に改め、同項ただし書中「当該事由」の下に「（当該労働金庫又はその子会社による同項第二号又は第二号の一に掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令・厚生労働省令で定める事由を除く。）」を加える。

第五十八条の四第一項中「及び第三号に掲げる会社」を「第二号の二及び第三号に掲げる会社（同項第二号の一に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。）並びに特例対象会社」に改め、同条第七項中「新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社」を「前条第一項第二号に掲げる会社又は特別事業再生会社」に改め、同条に次の一項を加える。

9 第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社（当該会社の議決権を、当該労働金庫又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）及び前条第一項第二号又は第二号の一に掲げる会社（当該労働金庫の子会社であるものに限る。）と内閣府令・厚生労働

省令で定める特殊の関係のある会社をいう。

第五十八条の五第一項第七号中「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を削り、「次条第二項」を「次号並びに次条第二項及び第四項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

七の二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令・厚生労働省令で定める要件に該当しない会社（次条第一項及び第二項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該会社の議決権を、当該労働金庫連合会又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

第五十八条の五第五項中「子会社対象会社」と、「の下に「〔同項第一号又は第二号の二〕とあるのは「同項第七号又は第七号の二」と、」を加える。

第五十八条の六第一項中「及び第八号に掲げる会社」を「、第七号の二及び第八号に掲げる会社（同項第七号の二に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。）並びに特例対象会社」に改め、同条第

二項中「新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社」を「前条第一項第七号に掲げる会社又は特別事業再生会社」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社（当該会社の議決権を、当該労働金庫連合会又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）及び前条第一項第七号又は第七号の二に掲げる会社（当該労働金庫連合会の子会社であるものに限る。）と内閣府令・厚生労働省令で定める特殊の関係のある会社をいう。

第九十一条第一項第二号中「若しくは第二号」を「から第二号の二まで」に、「若しくは第七号」を「から第七号の一まで」に改め、同項第六号中「金融破綻処理制度^{たん}」を「金融破綻処理制度」に改める。

第九十五条第一項中「基く」を「基づく」に、「若しくは監事」を「監事若しくは会計監査人」に改める。

（預金保険法の一部改正）

第十三条 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 金融危機への対応（第一百二条—第一百二十六条）」を「第七章 金融危機への対応（第一百二条—第一百二十六条）」とし、第七章の一 金融システムの安

百二条—第一百二十六条)

定を図るための金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置（第一百二十六条の二—第一百二十六

条の三十九）」に改める。

第一条中「並びに金融危機への対応の」を「、金融危機への対応の措置並びに金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する」に改める。

第二条第四項並びに第五項第二号及び第四号中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改め、同条第六項中「第一百七条の四第一項において」を「以下」に改め、同条第十項中「補てんする」を「補填する」に改め、同条第十一項中「^{たん}破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改め、同条第十三項中「又は合併」を「合併又は会社分割」に改める。

第十六条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 委員会に、特別の事項を調査審議せらるため必要があるときは、臨時委員四人以内を置く」とができる。

第十七条の見出し中「委員」を「委員等」に改め、同条中「委員」を「委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）」に改める。

第十八条の見出し中「委員」を「委員等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

第十九条の見出し中「委員」を「委員等」に改め、同条中「委員」を「委員等」に改め、同条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第二十条（見出しを含む。）中「委員」を「委員等」に改める。

第二十一条第一項中「第十六条第四項」を「第十六条第五項」に、「委員及び」を「委員、議事に關係

のある臨時委員及び」に、「六人」を「半数」に改め、同条第二項中「委員及び」を「委員、議事に關係のある臨時委員及び」に改める。

第二十二条（見出しを含む。）及び第二十三条（見出しを含む。）中「委員」を「委員等」に改める。

第三十四条中第十二号を第十四号とし、第十一号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定により選任される破産管財人、保全管理人、破産管財人代理若しくは保全管理人代理、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定により選任される監督委員、管財人、保全管理人、管財人代理若しくは保全管理人代理、会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員又は外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）の規定により選任される承認管財人、保全管理人、承認管財人代理若しくは保全管理人代理の業務

第三十四条第十号中「又は第二百二十八条」を「若しくは第二百二十八条」に改め、「第六十九条の三」の

下に「又は第百二十七条の二若しくは第百二十八条の二」を加え、同号を同条第十一号とし、同条第九号の次に次の一号を加える。

十 第七章の二の規定による特別監視その他同章の規定による業務
第三十五条第一項中「金融機関」を「金融機関等（第百二十六条の二第二項に規定する金融機関等をいう。以下この条、第百二十二条第一項、第百二十三条第二項及び第三項並びに第百二十五条第一項において同じ。）」に改め、同条第二項中「金融機関」を「金融機関等」に改め、同条第三項中「金融機関又は」を「金融機関等又は」に改める。

第三十七条の見出し中「資料」を「報告又は資料」に改め、同条第一項を次のように改める。

機構は、次の各号に掲げる業務を行うため必要があると認めるときは、当該各号に定める者に対し、その業務又は財産の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

一 第三十四条第一号、第二号、第四号から第六号まで、第八号若しくは第十二号に掲げる業務又はこれらとの業務に係る同条第十四号に掲げる業務 金融機関（当該金融機関を所属金融機関（銀行法第二条第十六項に規定する所属銀行、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する所属長期信用銀行、

信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する所属信用金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合及び労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する所属労働金庫をいう。以下同じ。)とする金融機関代理業者及び株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方を含む。次号において同じ。)

二 第三十四条第三号、第七号若しくは第九号に掲げる業務又はこれらの業務に係る同条第十四号に掲げる業務 金融機関又は銀行持株会社等

三 第三十四条第十号、第十一号若しくは第十三号に掲げる業務又はこれらの業務に係る同条第十四号に掲げる業務 金融機関等(第一百二十六条の二第二項に規定する金融機関等をいい、当該金融機関等を所属金融機関とする金融機関代理業者及び株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方、当該金融機関等を所属保険会社等(保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第二十四項に規定する所属保険会社等をいい。以下同じ。)とする生命保険募集人(保険業法第二条第十九項に規定する生命保険募集人をいう。以下同じ。)及び損害保険募集人(保険業法第二条第二十項に規定する損害保険募集人をいう。以下同じ。)並びに当該金融機関等を所属金融商

品取引業者等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十六条の二第一項第四号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）とする金融商品仲介業者（金融商品取引法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。以下同じ。）を含む。次項において同じ。）又は特定持株会社等（第一百一十六条の二十八第一項に規定する特定持株会社等をいう。次項において同じ。）

第三十七条第二項中「資料」を「報告又は資料」に、「金融機関又は銀行持株会社等」を「金融機関等又は特定持株会社等」に、「これを提出しなければ」を「報告又は資料の提出をしなければ」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 機構は、次に掲げる者（第三号及び第四号に掲げる者が法人である場合にあつては、その役員及び使用人。以下この項において「対象者」という。）及び対象者であつた者に対し、破綻金融機関若しくは特別監視金融機関等（第一百一十六条の三第二項に規定する特別監視金融機関等をいい、破綻金融機関を除く。以下この項において同じ。）の業務及び財産の状況（対象者であつた者については、その者が破綻金融機関又は特別監視金融機関等の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。）につき報告を求め、又は破綻金融機関若しくは特別監視金融機関等及び第三号若しくは第四号

に掲げる者の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

- 一 破綻金融機関の理事、取締役、執行役、会計参与、監事、監査役及び会計監査人並びに支配人、参考その他の使用人

二 特別監視金融機関等の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、日本における代表者、会計参与、監事、監査役及びこれらに準ずる者並びに会計監査人並びに支配人、参考その他の使用人

三 破綻金融機関を所属金融機関とする金融機関代理業者又は株式会社商工組合中央金庫（破綻金融機関である場合に限る。）の株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方

四 特別監視金融機関等を所属金融機関とする金融機関代理業者若しくは株式会社商工組合中央金庫（特別監視金融機関等である場合に限る。）の株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方、特別監視金融機関等を所属保険会社等とする生命保険募集人若しくは損害保険募集人又は特別監視金融機関等を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者第三十七条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 機構は、その業務を行うため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

第四十条の二第二号中「及びこれらの」を「、第一百二十六条の十九第一項の規定による資金の貸付け及び債務の保証に係る業務、第一百二十六条の二十二第七項において準用する第百七条第一項の規定による特定株式等の引受け等（第一百二十六条の二十二第一項に規定する特定株式等の引受け等をいう。第一百二十六条の二第一項第一号及び第一百二十六条の二十一第一項において同じ。）に係る業務、第一百二十六条の三十一又は第一百二十六条の三十八第七項において準用する第六十四条第一項の決定に基づく特定資金援助（第一百二十六条の二十八第一項に規定する特定資金援助をいう。第一百二十六条の二第一項第二号において同じ。）に係る業務、第一百二十六条の三十二第四項において準用する第六十四条第一項の決定に基づく第二十六条の三十二第一項に規定する追加的特定資金援助に係る業務、第一百二十六条の三十五第一項又は第二项の規定による出資に係る業務、第一百二十六条の三十七において準用する第九十八条第一項の規定による資金の貸付け及び債務の保証に係る業務、第一百二十六条の三十七において準用する第九十九条の規定による損失の補填に係る業務、第一百二十六条の三十九第一項の規定による特定負担金（同項に規定する特定

負担金をいう。第一百二十三条から第一百二十五条までにおいて同じ。）の収納、第一百二十七条の二第一項又は第一百二十八条の二第一項の規定による資金の貸付けに係る業務並びに第一百二十九条第一項の規定による資産の買取り（第一百二十六条の三第二項に規定する特別監視金融機関等及び協定特定承継金融機関等（第一百二十六条の三十七において読み替えて準用する第九十七条第一項第一号に規定する協定特定承継金融機関等をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）に係る業務並びにこれらの「に改める。

第五十条の見出し中「納付」を「納付等」に改め、同条第二項第一号中「とき。」を「とき」に改め、同項第二号中「とき。」を「とき」に、「破綻金融機関^{たん}」を「破綻金融機関」に改め、同項第三号中「とき。」を「とき」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 承継銀行又は特定承継銀行（第一百二十六条の三十四第三項第一号に規定する特定承継銀行をいう。第一百一条の二第一項において同じ。）が設立されたとき 当該承継銀行又は当該特定承継銀行 第五十条第二項第五号中「とき。」を「とき」に改め、同条に次の二項を加える。

3 機構は、委員会の議決を経て、委員会があらかじめ定める条件に基づき、金融機関に対し、第一項の規定により納付された保険料の一部を返還することができる。

4 機構は、第一項の規定により納付された保険料の一部を返還しようとするときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。

第五十六条第一項第一号及び第二号中「とき。」を「とき」に改め、同項第二号及び第四号中「又は株式移転」を「若しくは株式移転又は会社分割」に、「とき。」を「とき」に改め、同条第三項第一号及び第二号中「とき。」を「とき」に改め、同項第三号及び第四号中「又は株式移転」を「若しくは株式移転又は会社分割」に、「とき。」を「とき」に改める。

第五十七条第三項中「(平成十六年法律第七十五号)」を削る。

第五十八条の二第一項第二号及び第三号中「給付補てん金」を「給付補填金」に改める。

第五十九条第一項並びに第二項第一号から第二号まで及び第四号中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改め、同項に次の二号を加える。

五 破綻金融機関を当事者とする吸収分割で当該吸収分割により当該破綻金融機関がその事業に関する権利義務の全部又は一部を他の金融機関に承継させるもの（権利義務の一部を承継させるものにあつては、破綻金融機関の預金等に係る債務の承継であつて当該債務に保険金計算規定により計算

した保険金の額に対応する預金等に係る債務を含むものが伴うものに限る。）

六 破綻金融機関を当事者とする新設分割で当該新設分割により当該破綻金融機関がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該新設分割により新たに設立される金融機関に承継させるもの（権利義務の一部を承継させるものにあつては、破綻金融機関の預金等に係る債務の承継であつて当該債務に保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する預金等に係る債務を含むものが伴うものに限る。）

第五十九条第三項中「掲げる合併」の下に「又は同項第六号に掲げる新設分割」を、「又は当該合併」の下に「若しくは当該新設分割」を、「当該合併」の下に「又は当該新設分割」を加え、同条第四項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改め、同項に次の二号を加える。

五 第二項第五号に掲げる吸収分割 同号の他の金融機関の資産で当該吸収分割により承継したもの
六 第二項第六号に掲げる新設分割 当該新設分割により設立される金融機関の資産（当該新設分割前に破綻金融機関の資産であつたものに限る。）

第五十九条の二第一項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に、「又は付保預金移転」を「付保預

金移転、同項第五号に掲げる吸収分割のうち破綻金融機関がその事業に関して有する権利義務の一部を他の金融機関に承継させるもの又は同項第六号に掲げる新設分割のうち破綻金融機関がその事業に関して有する権利義務の一部を新たに設立される金融機関に承継せるもの」に改め、同条第二項及び第三項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

第六十条第一項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

第六十一条第一項及び第二項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改め、同条第三項中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号並びに同条第五項及び第八項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

第六十二条第一項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改め、同条第五項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に、「蓋然性」を「蓋然性」に改める。

第六十四条第二項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

第六十四条の二第四項中「同条第二項第二号」の下に「又は第六号」を加え、同条第五項中「合併」の下に「又は新設分割」を加える。

第六十六条第一項中「又は株式移転」を「若しくは株式移転又は会社分割」に、「すべて」を「全て」に、「その他政令で定める」を「その他のその旨を証する」に改め、「ものをいう」の下に「。第六条第三項において同じ」を加え、「。第六条第二項において同じ」を削り、同条第二項中「信用金庫等」を「信用金庫若しくは信用金庫連合会、信用協同組合若しくは信用協同組合連合会又は労働金庫若しくは労働金庫連合会（以下「信用金庫等」という。）」に改め、同条第三項第一号中「又は株式交換」を「株式交換又は会社分割」に改め、同項第二号中「（平成十一年法律第二百二十九号）」を削り、「すべて」を「全て」に改める。

第六十七条中「事業の譲受け又は付保預金移転」を「合併、事業の譲受け、付保預金移転又は会社分割」に改める。

第六十八条の二第一項中「第一百八条の二第一項」の下に「及び第一百二十六条の二十五第一項」を加え、同条第五項中「合併」の下に「又は新設分割」を加える。

第六十八条の二第五項中「合併」の下に「又は新設分割」を加える。

第六十九条第一項中「合併により」を「合併若しくは新設分割により」に改め、同条第二項中「破綻金

融機関」を「破綻金融機関」に、「又は付保預金移転」を「付保預金移転、同項第五号に掲げる吸収分割のうち破綻金融機関がその事業に関して有する権利義務の一部を他の金融機関に承継させるもの又は同項第六号に掲げる新設分割のうち破綻金融機関がその事業に関して有する権利義務の一部を当該新設分割により新たに設立される金融機関に承継させるもの」に改め、同項に次の二号を加える。

五 第五十九条第二項第五号に掲げる吸収分割 同号の他の金融機関の資産で当該吸収分割により承継したもの

六 第五十九条第二項第六号に掲げる新設分割 当該新設分割により設立された金融機関の資産（当該

新設分割前に破綻金融機関の資産であつたものに限る。）

第六十九条第四項中「合併により」を「合併若しくは新設分割により」に、「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

第六十九条の三第一項第三号及び第四号中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改め、同項第五号中「（平成十四年法律第百五十四号）」を削り、「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改め、同項第六号及び第七号並びに同条第三項第一号及び第三号中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

第六十九条の四第三項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関^{たん}」に改める。

第七十三条第一項第二号及び第三号中「給付補てん金」を「給付補填金」に改める。

第七十四条第三項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関^{たん}」に改める。

第八十一条第一項中「（金融機関代理業者）」を「又は株式会社商工組合中央金庫（被管理金融機関である場合に限る。以下この項において同じ。）の株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方（金融機関代理業者又は同項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方）に、「の帳簿」を「若しくは株式会社商工組合中央金庫の同項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方の帳簿」に改める。

第八十三条の見出し中「破綻」を「破綻」に改める。

を含む。）」を加える。

第八十七条第一項中「第四百四十七条第一項」を「第一百十一条第二項、第一百七十二条第一項、第一百九十九条第二項、第四百四十七条第一項、第四百六十六条」に、「第二号並びに」を「第二号、」に改め、「第四百七十二条第三号」の下に「第七百八十三条第一項並びに第八百四条第一項」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 全部取得条項付種類株式（会社法第一百七十二条第一項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。）

第一百二十六条の十二第一項第一号において同じ。）の発行のために必要な定款の変更、当該全部取得条項付種類株式の全部の取得又はこれとともにする同法第一百九十九条第一項に規定する募集株式の発行に係る同条第二項に規定する募集事項の決定

第八十七条第一項に次の一号を加える。

五 会社分割

第八十七条第五項中「選任時の属する事業年度の終了後最初に招集される定時総会又は」を「当該被管理金融機関に係る金融整理管財人による管理の終了の後最初に招集される定時株主総会又は」に、「選任

時の属する事業年度の终了後最初に招集される定時総会が」を「当該定時株主総会が」に改める。

第八十八条中「若しくは第三号」を「第二号、第四号若しくは第五号」に改める。

第六章の章名中「破綻した」を「破綻した」に改める。

第九十六条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 当該承継銀行の会社分割（当該会社分割により当該承継銀行がその事業に関して有する権利義務の全部を他の会社又は当該会社分割により設立された会社に承継させるものであつて、当該他の会社又は当該会社分割により設立された会社が機構の子会社及び承継銀行子会社のいづれでもないものに限る。）

第九十六条に次の二項を加える。

⁴ 第一項第四号の「承継銀行子会社」とは、承継銀行がその総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主の有する株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この項及び第一百二十条第五項において同じ。）の百分の五十を超える議決権を有す

る会社をいう。

第九十九条（見出しを含む。）中「補てん」を「補填」に改める。

第一百一条第二項に次の二号を加える。

五 承継銀行を当事者とする吸収分割で当該吸収分割により当該承継銀行がその事業に関して有する権利義務の全部（当該承継銀行の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる資産に係る部分を除く。）を他の金融機関に承継させるもの

六 承継銀行を当事者とする新設分割で当該新設分割により当該承継銀行がその事業に関して有する権利義務の全部（当該承継銀行の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる資産に係る部分を除く。）を当該新設分割により新たに設立される金融機関に承継させるもの

第一百一条第三項に次の二号を加える。

五 前項第五号に掲げる吸収分割 同号の他の金融機関の資産で当該吸収分割により承継したもの

六 前項第六号に掲げる新設分割 当該新設分割により設立される金融機関の資産（当該新設分割前に

承継銀行の資産であつたものに限る。）

第一百一条第五項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改め、同条第七項中「係る合併」の下に「又は新設分割」を加え、「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に、「蓋然性」を「蓋然性」に改める。

第一百一条の二第一項中「承継銀行及び」を「承継銀行、」に改め、「特別危機管理銀行」の下に「、第一百二十六条の二第一項第二号に規定する特定第二号措置に係る同項に規定する特定認定に係る金融機関及び特定承継銀行」を加える。

第一百二条第一項中「この章において「会議」を「この章から第八章までにおいて「会議」に改め、同項第二号及び第三号中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改め、同条中第六項を第八項とし、第五項を第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 内閣総理大臣は、第三項の規定により決定をしたときは、その内容を公表しなければならない。
第一百二条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、第一項各号に掲げる金融機関のうち内閣府令・財務省令で定めるものに係る認定を行おうとする場合において、当該認定に係る金融機関が社債（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付されたものであり、かつ、当該認定が行われることを条件として、当該社債に係る債務が消

滅し又は当該金融機関に取得されるものであつて、銀行法その他の法令の規定に基づき定められる自己資本その他の財務の状況が適当であるかどうかの基準に照らし財務内容の健全性の確保に資する社債として内閣府令・財務省令で定めるものに該当するものに限る。）若しくは株式（剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものであり、かつ、当該認定が行われることを条件として、当該金融機関に取得されるものであつて、銀行法その他の法令の規定に基づき定められる自己資本その他の財務の状況が適当であるかどうかの基準に照らし財務内容の健全性の確保に資する株式として内閣府令・財務省令で定めるものに該当するものに限る。）を発行し、又は金銭の消費貸借（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付されたものであり、かつ、当該認定が行われることを条件として、当該金銭の消費貸借に係る債務が消滅し又は当該金融機関に当該金銭の消費貸借に係る債権が取得されるものであつて、銀行法その他の法令の規定に基づき定められる自己資本その他の財務の状況が適当であるかどうかの基準に照らし財務内容の健全性の確保に資する金銭の消費貸借として内閣府令・財務省令で定めるものに該当するものに限る。）を締結しているときは、当該社債、当該株式又は当該金銭の消費貸借について、当該金融機関の自己資本における取扱いを決定するものとする。

第一百三十三条第二項中「第五項及び第六項」を「第六項及び第八項」に改める。

第一百四条第一項中「第一百二条第四項」を「第一百二条第五項」に改め、同条第三項中「第五項及び第六項」を「第六項及び第八項」に改め、同条第四項中「第一百二条第四項」を「第一百二条第五項」に改め、同条第七項中「第五項及び第六項」を「第六項及び第八項」に改め、同条第九項中「第五項及び第六項」を「第三項、第六項から第八項まで」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「ものとする」を「ものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」に改める。

第一百五条第一項及び第二項中「第一百二条第四項」を「第一百二条第五項」に改め、同条第八項中「第五項及び第六項」を「第六項及び第八項」に改める。

第一百六条第三項中「書面」の下に「（電磁的記録で作成されているものを含む。）」を加え、同条第五項中「第一百二条第五項及び第六項」を「第一百二条第六項及び第八項」に改める。

第一百八条の三第一項中「及び第一百五十一条第一項」を削る。

第一百十条第二項及び第三項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

第一百十六条の見出し中「破綻」を「破綻」に改める。

第一百八条第一項及び第二項並びに第百十九条中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

第一百二十条第一項に次の二号を加える。

五 当該特別危機管理銀行を当事者とする吸収分割であつて当該吸収分割により当該特別危機管理銀行がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を他の金融機関に承継させるもの（当該他の金融機関が機構の子会社及び特別危機管理銀行子会社のいづれでもないものに限る。）

六 当該特別危機管理銀行を当事者とする新設分割であつて当該新設分割により当該特別危機管理銀行がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該新設分割により新たに設立される金融機関に承継させるもの（当該新設分割により設立された金融機関が機構の子会社及び特別危機管理銀行子会社のいづれでもないものに限る。）

第一百二十条第二項中「第三号まで」の下に「、第五号及び第六号」を加え、同条に次の一項を加える。

5 第一項第五号及び第六号の「特別危機管理銀行子会社」とは、特別危機管理銀行がその総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社をいう。

第一百二十二条第一項中「危機対応業務」の下に「（第一百二十六条の二第一項に規定する特定認定に係る

金融機関等又は第百二十六条の三十四第三項第五号に規定する特定承継金融機関等に係るものと除く。」を加え、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、第五十条第二項第一号中「適格性の認定等が」とあるのは「適格性の認定等又は第一百二十六条の三十一に規定する特定適格性認定等が」とあるのは「適格性の認定等又は第一百二十六条の三十一に規定する特定適格性認定等が」と、「破綻金融機関」とあるのは「破綻金融機関又は当該特定適格性認定等に係る第一百二十六条の二十八第一項に規定する特定破綻金融機関等のうち第二条第一項各号に掲げる者」と、同項第三号中「管理を命ずる処分が」とあるのは「管理を命ずる処分又は第一百二十六条の五第一項に規定する特定管理を命ずる処分が」と、「被管理金融機関」とあるのは「被管理金融機関又は当該特定管理を命ずる処分に係る第一百二十六条の二第二項に規定する金融機関等のうち第二条第一項各号に掲げる者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第一百二十三条の見出し中「負担金」の下に「又は特定負担金」を加え、同条第一項第一号中「又は取得貸付債権」を「若しくは取得貸付債権又は取得特定株式等（第一百二十六条の二十四第三項に規定する取得特定株式等をいう。次号において同じ。）若しくは取得特定貸付債権（同条第二項に規定する取得特定貸

付債権をいう。同号において同じ。」に改め、同項第三号中「又は取得貸付債権」を「若しくは取得貸付債権又は取得特定株式等若しくは取得特定貸付債権」に改め、同項第四号中「金額」の下に「及び特定負担金の金額」を加え、同条第二項中「負担金」の下に「第一百二十六条の三十九第一項を除き、」を、「負担金」という。)」の下に「又は第一百二十六条の三十九第一項の規定により金融機関等が納付すべき特定負担金」を加え、同項ただし書中「おける負担金」の下に「又は特定負担金」を加え、同条第三項中「負担金」の下に「又は特定負担金」を、「金融機関」の下に「又は金融機関等」を加える。

第一百二十四条第一項及び第二項中「負担金」の下に「又は特定負担金」を加える。

第一百二十五条第一項中「負担金」の下に「又は特定負担金」を、「金融機関」の下に「又は金融機関等」を、「おそれ」の下に「又は我が国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれ」を加え、同条第二項中「負担金」の下に「及び特定負担金」を加える。

第七章の次に次の一章を加える。

第七章の二 金融システムの安定を図るための金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置

(金融システムの安定を図るための金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置の必要性の認定)

第一百一十六条の二 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる金融機関等について当該各号に定める措置が講ぜられなければ、我が国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認めるとときは、会議の議を経て、当該措置を講ずる必要がある旨の認定（以下この章及び次章において「特定認定」という。）を行うことができる。

一 金融機関等（その財産をもつて債務を完済することができないものを除く。） 次条第一項に規定する特別監視及び当該金融機関等の財務の状況に照らし必要に応じて行う第一百一十六条の十九第一項に規定する資金の貸付け等又は第一百一十六条の二十二第七項において準用する第一百七条第一項の規定による特定株式等の引受け等（以下「特定第一号措置」という。）

一 その財産をもつて債務を完済することができない金融機関等若しくはその財産をもつて債務を完済することができない事態が生ずるおそれがある金融機関等又は債務の支払を停止した金融機関等若しくは債務の支払を停止するおそれがある金融機関等 次条第一項に規定する特別監視及び特定資金援

助（以下「特定第二号措置」という。）

2 この章から第九章までにおいて「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。

一 金融機関、銀行法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店（以下「外国銀行支店」という。）、同法第二条第十三項に規定する銀行持株会社（以下「銀行持株会社」という。）、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社（以下「長期信用銀行持株会社」という。）、銀行の銀行法第二十四条第二項に規定する子法人等（第五項において「銀行子法人等」という。）、長期信用銀行の長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十四条第二項に規定する子法人等（第五項において「長期信用銀行子法人等」という。）、銀行持株会社の同法第五十二条の三十一第二項に規定する子法人等（第五項において「銀行持株会社子法人等」という。）、長期信用銀行持株会社の長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十一第二項に規定する子法人等（第五項において「長期信用銀行持株会社子法人等」という。）、信用金庫若しくは信用金庫連合会の信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十四条第二項に規定する子法人等（第五項において「信用金庫等子法人等」という。）、信用協同組合若しくは信用協同組合連合会の協同

組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十四条第二項に規定する子法人等（第五項において「信用協同組合等子法人等」という。）、労働金庫若しくは労働金庫連合会の労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十四条第二項に規定する子法人等（以下「労働金庫等子法人等」という。）又は株式会社商工組合中央金庫の株式会社商工組合中央金庫法第五十七条第二項に規定する子法人等（以下「商工組合子法人等」という。）

一 保険業法第二条第二項に規定する保険会社（以下「保険会社」という。）、同条第十六条項に規定する保険持株会社（以下「保険持株会社」という。）、保険会社の同法第一百二十八条第二項に規定する子法人等（第五項において「保険会社子法人等」という。）、保険持株会社の同法第一百七十二条の二十七第一項に規定する子法人等（第五項において「保険持株会社子法人等」という。）又は同法第二条第七項に規定する外国保険会社等（以下「外国保険会社等」という。）

三 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業のうち同条第八項に規定する有価証券関連業に該当するものを行う者に限る。以下この章及び第一百五十五条第四項において「金融商品取引業者」という。）、同法第五十七条の十二第

三項に規定する指定親会社（以下「指定親会社」という。）、金融商品取引業者の同法第五十六条の二第一項に規定する子特定法人（以下「金融商品取引業者子特定法人」という。）又は指定親会社の同法第五十七条の十第二項に規定する子会社等（以下「指定親会社子会社等」という。）

四 金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社（第百三十九条第二項第一号及び第百五十一条第四項において「証券金融会社」という。）その他我が国の金融システムにおいて重要な地位を占める者として政令で定める者

3 内閣総理大臣は、労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等に対して特定認定を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等に対して特定認定を行おうとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の意見を、それぞれ聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項各号に掲げる金融機関等のうち内閣府令・財務省令で定めるものに係る特定認定を行おうとする場合において、当該特定認定に係る金融機関等が社債（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付されたものであり、かつ、当該特定認定が行われることを条件として、当該社

債に係る債務が消滅し又は当該金融機関等に取得されるものであつて、銀行法その他の法令の規定に基づき定められる自己]資本その他の財務の状況が適當であるかどうかの基準に照らし財務内容の健全性の確保に資する社債として内閣府令・財務省令で定めるものに該当するものに限る。）若しくは株式（剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものであり、かつ、当該特定認定が行われることを条件として、当該金融機関等に取得されるものであつて、銀行法その他の法令の規定に基づき定められる自己]資本その他の財務の状況が適當であるかどうかの基準に照らし財務内容の健全性の確保に資する株式として内閣府令・財務省令で定めるものに該当するものに限る。）を発行し、又は金銭の消費貸借（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付されたものであり、かつ、当該特定認定が行われることを条件として、当該金銭の消費貸借に係る債務が消滅し又は当該金融機関等に当該金銭の消費貸借に係る債権が取得されるものであつて、銀行法その他の法令の規定に基づき定められる自己]資本その他の財務の状況が適當であるかどうかの基準に照らし財務内容の健全性の確保に資する金銭の消費貸借として内閣府令・財務省令で定めるものに該当するものに限る。）を締結しているときは、当該社債、当該株式又は当該金銭の消費貸借について、当該金融機関等の自己]資本その他これに相当する

ものにおける取扱いを決定するものとする。

- 5 内閣総理大臣は、特定第一号措置に係る特定認定を行つた場合であつて、当該特定認定に係る金融機関等の自己資本の充実その他の財務内容の改善が必要と認めるときは、当該金融機関等又は当該金融機関等を銀行子法人等、長期信用銀行子法人等、銀行持株会社子法人等、長期信用銀行持株会社子法人等、信用金庫等子法人等、信用協同組合等子法人等、労働金庫等子法人等、商工組合子法人等、保険会社子法人等、保険持株会社子法人等、金融商品取引業者子特定法人若しくは指定親会社子会社等（以下「金融機関等子法人等」という。）とする金融機関等が第百二十六条の二十二第一項又は第三項の申込みを行うことができる期限を定めなければならない。

- 6 金融機関に係る特定第二号措置に係る特定認定は第一種保険事故とみなして、第三章（第四節を除く。）及び第四章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用し、当該特定認定に係る金融機関の事業及び預金等に係る債務のうち、第一百二十六条の三十一に規定する特定適格性認定等に係る特定合併等（第一百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等をいう。第一百二十六条の五第一項第二号及び第一百二十六条の十六において同じ。）により承継され、譲渡され、又は引き受けられないものに関して

は、当該特定認定に係る金融機関（破綻金融機関を除く。）は破綻金融機関と、当該金融機関に該当する銀行の株式を取得することにより銀行法第五十二条の十七第一項に規定する銀行を子会社とする持株会社となることにより同項の認可を受けた会社又は当該金融機関に該当する長期信用銀行を子会社とする持株会社となることにより長期信用銀行法第十六条の二の四第一項に規定する長期信用銀行を子会社とする持株会社となることについて同項の認可を受けた会社は銀行持株会社等とそれぞれみなして、第三章第四節、第三章の一（第二百二十七条、第二百二十七条の三及び第二百二十八条において準用する場合を含む。）及び第二百三十二条から第二百三十二条の一までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用し、当該金融機関の預金等に係る債務の他の金融機関による引受けであつて、当該債務に保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する預金等に係る債務を含むもの（事業譲渡等に伴うものを除く。）は付保預金移転とみなして、第五十六条、第三章第四節及び第二百三十一条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用し、当該特定認定に係る金融機関は被管理金融機関と、特定承継銀行は承継銀行と、機構は金融整理管財人と、当該特定認定に係る金融機関に対する特定認定は被管理金融機関に対する管理を命ずる処分とそれぞれみなして、第六章、第二百三十三条及び第二百三十五条の規定（これらの規定に

係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第五十六条第一項第一号及び第三項第一号中「第五十五条第一項又は第二項の規定による通知」とあるのは、「第一百一十六条の二第七項の規定による機構に対する通知（同条第一項第二号に規定する特定第二号措置に係る同項に規定する特定認定が行われた場合においてなされたものに限る。）」とする。

7 内閣総理大臣は、特定認定を行つたときは、その旨及び当該特定認定が特定第一号措置に係るものであるときは第五項の規定により定めた期限を当該特定認定に係る金融機関等、当該金融機関等を金融機関等子法人等とする金融機関等及び機構に通知するとともに、官報により、これを公告しなければならない。

8 内閣総理大臣は、第四項の規定により決定をしたときは、その内容を公表しなければならない。

9 内閣総理大臣は、特定認定を行つたときは、当該特定認定の内容を国会に報告しなければならない。

10 特定第二号措置に係る特定認定に係る保険会社又は外国保険会社等は、保険業法第二百六十条第二項に規定する破綻^{たん}保険会社又は同法第二百七十条の六の六第一項に規定する特定保険会社とみなして、同法第二編第十章及び第三百十一条の三第一項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

- 11 外国銀行支店、外国保険会社等その他の内閣府令・財務省令で定める者に対する第一項の規定の適用に關し必要な事項については、内閣府令・財務省令で定める。
 - 12 第六項及び第十項の規定の適用に關し必要な事項については、政令で定める。
 - 13 特定認定に係る者は、当該者の銀行法第四条第一項の内閣総理大臣の免許が取り消されたこと又は当該免許が効力を失つたことその他内閣府令・財務省令で定める事由が生じた場合においても、この法律の規定の適用については、金融機関等とみなす。
(機構による特別監視)
- 第一百二十六条の三 内閣総理大臣（この項の規定による監視（以下「特別監視」という。）に係る金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。第三項、第四項（第一百二十六条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第五項、同条第一項、第一百二十六条の十二第一項並びに第一百二十六条の十五において同じ。）は、特定認定が行われたときは、直ちに、当該特定認定に係る金融機関等を、その業務の遂行並

びに財産の管理及び処分が機構により監視される者として指定するものとする。

- 2 機構は、前項の規定による指定（以下「特別監視指定」という。）があつたときは、当該特別監視指定に係る金融機関等（以下「特別監視金融機関等」という。）に対し、その業務の遂行並びに財産の管理及び処分について、第五項の規定により作成される計画の履行の確保のために必要な助言、指導又は勧告（以下この項において「助言等」という。）その他の必要な助言等をすることができる。

- 3 内閣総理大臣は、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するため必要があると認めるときは、特別監視金融機関等に対し、措置を講すべき期限を示して、その業務の遂行並びに財産の管理及び処分に関する必要な措置を命ずることができる。

- 4 内閣総理大臣は、特別監視指定をしたときは、その旨を特別監視金融機関等及び機構に通知するとともに、官報により、これを公告しなければならない。

- 5 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、特別監視金融機関等に対し、当該特別監視金融機関等の業務及び財産の状況等に關し内閣総理大臣及び機構に対する報告若しくは資料の提出を求め、又はその経営に関する計画の作成並びにその内閣総理大臣及び機構に対する提出を命ずることができる。

(特別監視代行者)

第一百二十六条の四 機構は、特別監視指定があつた場合において、必要があるときは、当該特別監視指定に係る監視の実施の全部又は一部を第三者に委託することができる。

2 前項の規定による委託については、内閣総理大臣（当該委託に係る特別監視金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。次項において同じ。）の承認を得なければならない。

3 特別監視代行者（第一項の規定により委託を受けた第三者をいう。以下同じ。）は、費用の前払及び内閣総理大臣が定める報酬を受けることができる。

(特定管理を命ずる処分)

第一百二十六条の五 内閣総理大臣（この項に規定する特定管理を命ずる処分に係る金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及

び経済産業大臣とする。第三項（第一百二十六条の七第二項において準用する場合を含む。）、次条第二項及び第三項、第一百二十六条の七第一項、第一百二十六条の八、第一百二十六条の九において準用する第七十九条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第八十四条第一項並びに第一百二十六条の十において同じ。）は、特定第二号措置に係る特定認定が行われた場合であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該特定認定に係る金融機関等に対し、機構による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「特定管理を命ずる処分」という。）をすることができる。この場合においては、第七十四条第一項、第二項及び第五項の規定は、適用しない。

- 一 当該金融機関等の業務の運営が著しく不適切であること。
- 二 当該金融機関等の業務又は債務について、特定合併等が行われることなく、当該金融機関等の業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、その廃止又は不履行により我が国の金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれがあること。
2 特定管理を命ずる処分があつたときは、当該特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利は、機構に専属する。会社法第八百二十八条第一項及び

第二項（これらの規定を信用金庫法第二十八条、第五十二条の二（同法第五十八条第七項において準用する場合を含む。）及び第六十一条の七、中小企業等協同組合法第三十二条、第五十七条（同法第五十七条の三第六項において準用する場合を含む。）及び第六十七条、労働金庫法第二十八条、第五十七条の二（同法第六十二条第七項において準用する場合を含む。）及び第六十五条並びに保険業法第三十条の十五、第五十七条第六項、第六十条の二第五項及び第一百七十一条において準用する場合を含む。）並びに会社法第八百二十二条（信用金庫法第二十四条第十項及び第四十八条の八、中小企業等協同組合法第二十七条第八項、第五十四条、第八十二条第四項及び第八十二条の十第四項、労働金庫法第二十四条第十一項及び第五十四条並びに保険業法第三十条の八第六項、第四十一条第二項及び第四十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定並びに保険業法第八十四条の二第二項及び第九十六条の十六第二項の規定による取締役及び執行役（特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等が信用金庫等である場合にあつては、理事）の権利についても、同様とする。

3 内閣総理大臣は、特定管理を命ずる処分をしたときは、その旨を機構に通知するとともに、官報により、これを公告しなければならない。

4 会社更生法第八十条及び第八十一条第一項の規定は特定管理を命ずる処分があつた場合における機構について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条の規定は特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等について、それぞれ準用する。この場合において、会社更生法第八十一条第一項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣（預金保険法第二百二十六条の五第一項に規定する特定管理を命ずる処分を受けた同法第二百二十六条の二第二項に規定する金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は同項第一号に規定する労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、当該金融機関等が株式会社商工組合中央金庫又は同号に規定する商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）」と、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条中「代表理事その他の代表者」とあるのは「預金保険法第二百二十六条の五第一項に規定する特定管理を命ずる処分があつた場合の預金保険機構」と読み替えるものとする。

5 特定管理を命ずる処分を受けた金融機関は第七十四条第一項又は第二項の規定により管理を命ずる处分を受けた金融機関とみなして、第六十九条の三第一項（第二百二十七条及び第二百二十八条において準用する場合を含む。）の規定を適用し、特定管理を命ずる処分を受けた保険会社又は外国保険会社等は保

險業法第二百四十二条第一項に規定する被管理会社と、特定管理を命ずる処分があつた場合における機構は保険管理人とそれぞれみなして、同法第二百四十七条、第一百五十条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百五十五条の二第一項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

6 金融機関等に対し特定管理を命ずる処分があつたときは、当該金融機関等に係る特別監視は、当該特定管理を命ずる処分が終了するまでの間、停止する。

（機構代理）

第二百二十六条の六 機構は、特定管理を命ずる処分があつたときは、当該特定管理を命ずる処分に係る業務の全部又は一部を行わせるため、代理人（以下「機構代理」という。）を選任することができる。

- 2 前項の機構代理の選任については、内閣総理大臣の承認を得なければならない。
- 3 機構代理は、費用の前払及び内閣総理大臣が定める報酬を受けることができる。

（特定管理を命ずる処分の取消し）

第二百二十六条の七 内閣総理大臣は、特定管理を命ずる処分について、その必要がなくなつたと認めるときは、当該特定管理を命ずる処分を取り消さなければならない。

2 第百二十六条の五第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(計画の作成及び提出)

第一百二十六条の八 内閣総理大臣は、特定管理を命ずる処分があつた場合において、必要があると認めるときは、機構に対し、当該特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等の業務及び財産の状況等に關し報告若しくは資料の提出を求め、又はその經營に關する計画の作成及び提出その他必要な措置を命ずることができる。

(金融整理管財人等に關する規定の準用)

第一百二十六条の九 第七十九条の規定は特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等について、第八十二条の規定は機構代理について、第八十三条及び第八十四条の規定は特定管理を命ずる処分があつた場合における機構について、それぞれ準用する。この場合において、第七十九条第一項中「管理を命ずる処分をしたとき又は管理を命ずる処分」とあるのは「特定管理を命ずる処分（第一百二十六条の五第一項に規定する特定管理を命ずる処分をいう。以下同じ。）をしたとき又は特定管理を命ずる処分」と、「事務所」とあるのは「事務所（外国に本店又は主たる事務所がある場合にあつては、日本における主たる営

業所又は事務所)」と、同条第二項中「金融整理管財人」とあるのは「機構」と、第八十三條第一項中「被管理金融機関の取締役、会計参与、監査役若しくは会計監査人(被管理金融機関が委員会設置会社である場合にあつては取締役、執行役、会計参与又は会計監査人、被管理金融機関が信用金庫等である場合にあつては理事、監事又は会計監査人)」とあるのは「特定管理を命ずる処分を受けた第百二十六条の二第二項に規定する金融機関等の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、日本における代表者、会計参与、監事、監査役若しくはこれらに準ずる者若しくは会計監査人」と、第八十四条第一項中「被管理金融機関」とあるのは「特定管理を命ずる処分を受けた第百二十六条の二第二項に規定する金融機関等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定管理の終了)

第一百二十六条の十 機構は、特定管理を命ずる処分の日から一年以内に、当該特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等の事業の譲渡その他の我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれ回避するため必要な措置その他関連する措置を講ずることにより、その管理を終えるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこの期限内に当該管理を終えることができない場合には、内閣総理大臣の承認を得

て、一年を限り、この期限を延長することができる。

(特別監視指定の取消し)

第一百二十六条の十一 内閣総理大臣は、特別監視指定について、その必要がなくなつたと認めるときは、当該特別監視指定を取り消さなければならない。

2 第百二十六条の三第四項の規定は、前項の場合について準用する。

(特別監視の終了)

第一百二十六条の十二 機構は、特別監視指定の日から一年以内に、当該特別監視指定に係る金融機関等の事業の譲渡その他の我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な措置その他関連する措置を講じさせることにより、その特別監視を終えるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこの期限内に当該特別監視を終えることができない場合には、内閣総理大臣の承認を得て、一年を限り、この期限を延長することができる。

2 機構は、前項の規定により特別監視を終えたときは、特別監視金融機関等にその旨を通知するとともに、これを公告しなければならない。

(株主総会等の特別決議等に代わる許可)

第一百二十六条の十三 株式会社である特別監視金融機関等が、その財産をもつて債務を完済することができず、若しくはその財産をもつて債務を完済することができないおそれがあり、又は債務の支払を停止し、若しくは債務の支払を停止するおそれがある場合には、当該特別監視金融機関等は、会社法第一百一条第二項、第一百七十二条第一項、第一百九十九条第二項、第二百四条第二項、第四百四十七条第一項、第四百六十六条、第四百六十七条第一項第一号及び第二号、第七百八十三条第一項並びに第八百四条第一項の規定並びに保険業法第一百三十六条の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項を行ふことができる。この場合において、第一号に掲げる事項を行う場合における会社法第一百七十二条第一項の規定の適用については、同項中「次に掲げる株主」とあるのは「全ての株主」と、「同項の株主総会の日」とあるのは「預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第一百二十六条の十三第十一項の公告のあつた日」とする。

一 全部取得条項付種類株式の発行のために必要な定款の変更、当該全部取得条項付種類株式の全部の取得又はこれとともにする会社法第一百九十九条第一項に規定する募集株式の発行に係る同条第二項に

規定する募集事項の決定若しくは同法第二百四条第一項の規定による同法第百九十九条第一項に規定する募集株式の割当ての決定

二 資本金の額の減少

三 事業の全部又は重要な一部の譲渡

四 会社分割

五 保険契約の移転

2 信用金庫等である特別監視金融機関等が、その財産をもつて債務を完済することができず、若しくはその財産をもつて債務を完済することができないおそれがあり、又は債務の支払を停止し、若しくは債務の支払を停止するおそれがある場合には、当該特別監視金融機関等は、信用金庫法第四十八条の三及び第五十八条第一項、中小企業等協同組合法第五十三条及び第五十七条の三第一項並びに労働金庫法第五十三条及び第六十二条第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、事業の譲渡を行うことができる。

3 相互会社（保険業法第二条第五項に規定する相互会社をいう。以下同じ。）である特別監視金融機関

等が、その財産をもつて債務を完済することができず、若しくはその財産をもつて債務を完済することができないおそれがあり、又は債務の支払を停止し、若しくは債務の支払を停止するおそれがある場合には、当該特別監視金融機関等は、同法第六十二条の二第一項第一号及び第二号並びに第一百三十六条の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項を行うことができる。

一 事業の全部又は重要な一部の譲渡

二 保険契約の移転

4 機構は、特別監視金融機関等がその財産をもつて債務を完済することができず、若しくはその財産をもつて債務を完済することができないおそれがあり、又は債務の支払を停止し、若しくは債務の支払を停止するおそれがある場合において、特別監視金融機関等の理事、取締役、執行役、会計参与、監事、監査役又は会計監査人（以下この条において「役員等」という。）に引き続き職務を行わせることが適切でないと認めるときは、会社法第三百三十九条第一項（同法第三百四十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四百三条第一項、信用金庫法第三十五条の八第一項、中小企業等協同組合法第四十二条第一項、労働金庫法第三十七条の六第一項並びに保険業法第五十三条の八第一項

及び第五十三条の二十七第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、特別監視金融機関等の役員等を解任することができる。

5 前項の規定により特別監視金融機関等の役員等を解任しようとすると場合において、解任により法律又は定款に定めた役員等の員数を欠くこととなるときは、機構は、会社法第三百二十九条第一項及び第四百二条第二項、信用金庫法第三十二条第三項、中小企業等協同組合法第三十五条第三項、労働金庫法第三十二条第三項並びに保険業法第五十二条第一項及び第五十三条の二十六第二項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、特別監視金融機関等の役員等を選任することができる。

6 前項の規定により選任された特別監視金融機関等の役員等（執行役を除く。以下この項において同じ。）はその特別監視の終了の後最初に招集される定時株主総会、通常総会（総代会を設けている場合において、その総代会で役員等の選任をすることができるときは、通常総代会）又は定時社員総会（総代会を設けている場合において、その総代会で役員等の選任をすることができるときは、定時総代会）の終結の時に、執行役は当該定時株主総会又は定時社員総会（総代会を設けている場合において、その総代会で執行役の選任をすることができるときは、定時総代会）が終結した後最初に開催される取締役

会の終結の時に退任する。

7 第一項から第五項までに規定する許可があつたときは、これらの許可に係る事項について株主総会若しくは種類株主総会（信用金庫等にあつては総会又は総代会、相互会社にあつては社員総会又は総代会）又は取締役会の決議があつたものとみなす。この場合における保険業法第十六条第一項、第一百三十六条の二第一項並びに第二百五十条第三項及び第五項の規定の適用については、同法第十六条第一項中「資本金又は準備金（以下この節において「資本金等」という。）の額の減少（減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除ぐ。）の決議に係る株主総会（会社法第四百四十七条第三項（資本金の額の減少）又は第四百四十八条第三項（準備金の額の減少）に規定する場合にあつては、取締役会）の会日の二週間前」とあるのは「資本金又は準備金の額の減少（減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。）に係る預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第一百二十六条の十三第一項の許可のあつた日以後二週間以内の日」と、同法第一百三十六条の二第一項中「前条第一項の株主総会等の会日の二週間前」とあるのは「保険契約の移転に係る預金保険法第二百二十六条の十三第一項又は第三項の許可のあつた日以後二週間以内の日」と、同法第一百五十条第三項第一号中「次項」とあり、及び同条第五

項中「前項」とあるのは「預金保険法第百二十六条の十三第一項」とし、同条第四項の規定は、適用しない。

8 機構は、特別監視金融機関等がその財産をもつて債務を完済することができず、若しくはその財産をもつて債務を完済することができないおそれがあり、又は債務の支払を停止し、若しくは債務の支払を停止するおそれがある場合において、特別監視金融機関等の日本における代表者に引き続き職務を行わせることが適切でないと認めるときは、会社法第八百十七条第一項及び保険業法第百九十三条第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、特別監視金融機関等の日本における代表者を定めることができること。

9 前項の規定により定められた特別監視金融機関等の日本における代表者は、特別監視の終了の時に退任する。

10 第一項から第五項まで及び第八項に規定する許可（以下この条において「代替許可」という。）に係る事件は、当該特別監視金融機関等の本店又は主たる事務所（外国に本店又は主たる事務所がある場合にあつては、日本における主たる営業所又は事務所）の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

- 11 裁判所は、代替許可の決定をしたときは、その決定書を特別監視金融機関等に送達するとともに、その決定の要旨を公告しなければならない。
- 12 前項の規定によつてする公告は、官報に掲載してする。
- 13 代替許可の決定は、第十一項の規定による特別監視金融機関等に対する送達がされた時から、効力を生ずる。
- 14 代替許可の決定に対しても、株主、信用金庫等の会員若しくは組合員、相互会社の社員又は外国会社若しくは外国保険会社等は、第十一項の公告のあつた日から一週間の不变期間内に、即時抗告をすることができる。
- 15 非訟事件手続法第五条、第六条、第七条第二項、第四十条、第四十一条、第五十六条第二項並びに第六十六条第一項及び第二項の規定は、代替許可に係る事件については、適用しない。
- 16 第八十八条の規定は、第一項第一号、第二号若しくは第四号に掲げる事項又は第四項若しくは第五項に定める事項に係る代替許可があつた場合について準用する。

(回収等停止要請)

第一百二十六条の十四 機構は、特別監視金融機関等の債権者（特別監視金融機関等が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る銀行法第十条第一項第八号に規定する外国銀行（以下「外国銀行」という。）の債権者）である金融機関等が特別監視金融機関等に対し債権の回収その他内閣府令・財務省令で定める債権者としての権利の行使をすることにより、当該特別監視金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理が困難となるおそれがあると認められるときは、当該金融機関等に対し、事業の譲渡その他の我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な措置が講じられるまでの間、当該権利の行使をしないことの要請をしなければならない。

（破産手続開始の申立て等に係る内閣総理大臣の意見等）

第一百二十六条の十五 内閣総理大臣は、特別監視金融機関等に対し破産手続開始（特別監視金融機関等が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る外国銀行の破産手続開始）、再生手続開始（特別監視金融機関等が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る外国銀行の再生手続開始）、更生手続開始（特別監視金融機関等が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る外国銀行の更生手続開始）、特別清算開始（特別監視金融機関等が外国会社、外国銀行支

店又は外国保険会社等である場合にあつては、会社法第八百二十二条第一項（保険業法第二百十三条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による清算の開始）又は外国倒産処理手続の承認（特別監視金融機関等が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る外国銀行の外国倒産処理手続の承認）の申立てが行われたときは、当該申立てについての決定又は命令がなされる前に、裁判所に対し、当該特別監視金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置が講じられている旨の陳述その他の当該特別監視金融機関等に関する事項の陳述をし、当該決定又は命令の時期その他について意見を述べることができる。

（差押禁止動産等）

第一百二十六条の十六 特定第二号措置に係る特定認定に係る金融機関等の業務に係る動産又は債権であつて、特定合併等により第一百二十六条の二十八第一項に規定する特定救済金融機関等又は同項に規定する特定救済持株会社等に承継又は譲渡されるもの（内閣総理大臣（特定第二号措置に係る特定認定に係る金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理

大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）が指定するものに限る。）は、差し押さえることができない。

（資産の国内保有）

第一百二十六条の十七 内閣総理大臣（特定認定に係る金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）は、特定認定に係る金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理を円滑に実施するため必要があると認めるとときは、その必要の限度において、政令で定めるところにより、当該金融機関等に対し、その資産のうち政令で定めるものを国内において保有することを命ずることができる。

（金融整理管財人等に関する規定の準用）

第一百二十六条の十八 第七十六条及び第八十六条の規定は特別監視金融機関等（その財産をもつて債務を完済することができず、若しくはその財産をもつて債務を完済することができないおそれがあり、又は債務の支払を停止し、若しくは債務の支払を停止するおそれがあるものに限る。）について、第八十二

条の規定は特別監視代行者について、第八十九条の規定は特別監視金融機関等について、それぞれ準用する。この場合において、第七十六条第一項中「銀行等又は株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社」と、同条第二項中「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「第一百二十六条の二第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等である場合における前項の規定の適用については、同項中「内閣总理大臣」とあるのは、「内閣总理大臣及び厚生労働大臣」とし、株式会社商工組合中央金庫又は同号に規定する商工組合子法人等」と、第八十六条第一項中「被管理金融機関」とあるのは「特別監視金融機関等（第一百二十六条の三第二項に規定する特別監視金融機関等であつて、その財産をもつて債務を完済することができる、若しくはその財産をもつて債務を完済することができないおそれがあり、又は債務の支払を停止し、若しくは債務の支払を停止するおそれがあるものに限る。以下この条において同じ。）であつて保険業法第二条第五項に規定する相互会社以外のもの」と、「議決又は」であるのは「議決」と、「議決は」とあるのは「議決又は保険業法第六十九条第二項、第一百三十六条第二項、第一百四十四条第三項、第一百六十五条の三第二項若しくは第一百六十五条の十第二項の規定による決議は」と、同条第二項中「被管理金融機関」とあるのは「特別監視金融機関等であつて保険業法第二条第五項

に規定する相互会社以外のもの」と、「決議又は」とあるのは「決議、」と、「決議は」とあるのは「決議又は保険業法第百六十五条の三第四項若しくは第六項若しくは第百六十五条の十第六項の規定による決議は」と、同条第三項中「被管理金融機関」とあるのは「特別監視金融機関等であつて保険業法第二条第二項に規定する保険会社以外のもの」と、「できる」とあるのは「でき、特別監視金融機関等であつて保険業法第二条第五項に規定する相互会社であるものにおける同法第五十七条第二項、第六十条第二項、第六十二条第二項、第六十二条の二第二項、第八十六条第二項、第一百三十六条第二項、第一百四十四条第三項、第一百五十六条又は第百六十五条の十六第二項（同法第一百六十五条の二十において準用する場合を含む。）の規定による決議は、これらの規定にかかわらず、出席した社員（総代会を設けているときは、総代）の議決権の四分の三以上に当たる多数をもつて、仮にすることができる」と、同条第四項中「第六十六条第二項に規定する株主総会等」とあるのは「株式会社にあつては株主総会又は種類株主総会（金融機関の合併及び転換に関する法律第二十二条第六項に規定する場合にあつては、株主総会及び同項の株主総会）を、信用金庫等にあつては総会（総代会を設けているときは、総代会）」と、同条第七項中「おいて」とあるのは「おいて、第四項中「各株主等」とあるのは「各株主等又は保

険業法第二条第五項に規定する相互会社である場合にあつては、各社員（総代会を設けているときは、各総代）と、「をいう」とあるのは「を、保険業法第二条第五項に規定する相互会社である場合にあつては社員総会（総代会を設けているときは、総代会）をいう」とと、「あるのは、」とあるのは「あるのは」と、第八十九条中「銀行等又は株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な資金の貸付け等）

第一百二十六条の十九 機構は、特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関等から資金の貸付け等（我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な資金の貸付け又は我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な債務の保証をいう。）の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、その必要の限度において、当該申込みに係る貸付け又は債務の保証を行う旨の決定ができる。

2 機構は、前項の規定による貸付けを行つたとき、又は同項の規定による債務の保証に係る債務を弁済したときは、当該貸付け又は当該債務の保証に基づく求償権に係る金融機関等の財産について他の債権

者に先立つて当該貸付けに係る債権の弁済を受ける権利又は当該求償権の行使により弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(特定第一号措置に係る特定認定の取消し)

第一百二十六条の二十 内閣総理大臣は、特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関等が第一百二十六条の二第一項第二号に掲げる金融機関等に該当するときは、会議の議を経て、当該特定認定を取り消すことができる。

2 第百二十六条の二第三項、第七項及び第九項の規定は、前項の規定による特定認定の取消しについて準用する。

(自己資本の充実その他の財務内容の改善のための措置を定めた計画の提出等)

第一百二十六条の二十一 特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関等は、当該金融機関等及び当該金融機関等を金融機関等子法人等とする金融機関等が次条第一項又は第三項の申込みを行わないときは、

内閣総理大臣に対し、第一百二十六条の二第五項に規定する期限内に、特定第一号措置に係る特定株式等

の引受け等以外の方法による自己資本の充実その他の財務内容の改善のための措置を定めた計画を提出しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関等から提出を受けた計画を適当と認めるときは、会議の議を経て、当該金融機関等に係る特定認定を取り消すことができる。

3 第百二十六条の二第三項、第七項及び第九項の規定は、前項の規定による特定認定の取消しについて準用する。

4 内閣総理大臣は、特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関等及び当該金融機関等を金融機関等子法人等とする金融機関等が第百二十六条の二第五項に規定する期限内に次条第一項又は第三項の申込みを行わなかつた場合において、当該特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関等が当該期限内に第一項に規定する計画を提出しなかつたときは、当該特定認定を取り消すことができる。

5 内閣総理大臣は、第一項の規定により金融機関等が提出した計画を適當と認めないとときは、当該特定認定を取り消すことができる。

6 内閣総理大臣は、前二項の規定により特定第一号措置に係る特定認定を取り消すときは、あらかじめ、財務大臣の意見を聴かなければならぬ。

7 第百二十六条の二第三項、第七項及び第九項の規定は、第四項又は第五項の規定による特定第一号措置に係る特定認定の取消しについて準用する。

(特定株式等の引受け等の決定等)

第百二十六条の二十二 特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関等（債務の支払を停止した金融機関等を除く。）は、機構が、当該金融機関等の自己資本の充実その他の財務内容の改善のために当該金融機関等の特定株式等の引受け等（優先株式以外の株式の引受け又は第百二十六条の二十八第三項に規定する特定優先株式等の引受け等をいう。以下同じ。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

2 機構は、前項の規定による申込みを受けたときは、内閣総理大臣（当該申込みに係る金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）に対し、当該金融機関等と連名で、当該申込みに係る特定株式等の引受け

等を行うかどうかの決定を求めなければならない。

3 特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関等（債務の支払を停止した金融機関等を除く。）を金融機関等子法人等とする金融機関等は、機構が、当該特定認定に係る金融機関等子法人等の自己資本の充実その他の財務内容の改善のために当該金融機関等の特定株式等の引受け等を行うことを、機構に申し込むことができる。

4 機構は、前項の規定による申込みを受けたときは、内閣総理大臣（当該申込みに係る金融機関等子法人等が労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）に対し、当該申込みを行つた金融機関等と連名で、当該申込みに係る特定株式等の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならない。

5 第一項の申込みを行つた特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関等又は第三項の申込みを行つた金融機関等の金融機関等子法人等である特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関等（以下この章において「対象子法人等」という。）は、内閣総理大臣（第一項の申込みに係る金融機関等又は第三

項の申込みに係る対象子法人等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。次項並びに第七項において準用する第五条第五項及び第六項並びに第一百二十六条の二十四において同じ。）に対し、経営の合理化のための方策、責任ある経営体制（金融機関等が第三項の申込みをした場合にあつては、当該金融機関等の経営体制を含む。）の確立のための方策その他の政令で定める方策を定めた経営健全化計画（経営の健全化のための計画をいう。以下この章において同じ。）を提出しなければならない。この場合において、第三項の申込みをする金融機関等の対象子法人等は、当該金融機関等と連名で提出するものとする。

6 内閣総理大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、第一項又は第三項の申込みに係る特定第一号措置に係る特定株式等の引受け等を行うべき旨の決定をするものとする。

一 機構が特定第一号措置に係る特定株式等の引受け等により取得する特定株式等（株式等、特定劣後特約付社債（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債であつて、銀行等、銀行持株会社等及び株式会社商工組合中央金庫以外のものの自己資本の充実その他の財務内容の改善に資

するものとして政令で定める社債に該当するものをいう。以下同じ。）、株式会社及び優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関以外のものの出資又は基金に係る債権をいう。）（株式等にあつては次に掲げるものを含み、特定劣後特約付社債、株式会社及び同項に規定する協同組織金融機関以外のものの出資又は基金に係る債権にあつては次に掲げるものに類するものを含む。）又は貸付債権の処分をすることが著しく困難であると認められる場合でないこと。

イ 当該特定株式等が株式である場合にあつては、次に掲げる株式

- (1) 当該株式が他の種類の株式への転換（当該株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下この章において同じ。）の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式
- (2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式
- (3) 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式
ロ 当該特定株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付

されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式ハ 当該特定株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資二 金融機関等が第三項の申込みをしたときは、当該金融機関等がその財産をもつて債務を完済することができない金融機関等でないこと。

三 経営健全化計画の確実な履行等を通じて、第一項の申込みに係る金融機関等又は第二項の申込みに係る対象子法人等の次に掲げる方策の実行が見込まれること。

- イ 経営の合理化のための方策
- ロ 経営責任の明確化のための方策
- ハ 株主責任の明確化のための方策

7 第百五条第五項の規定は前項の決定を行うときについて、同条第六項の規定は第二項又は第四項の決定を行つたときについて、同条第七項の規定は第一項又は第三項の申込みに係る特定第一号措置に係る特定株式等の引受け等を行わない旨の決定がされたときについて、同条第八項の規定はこの項において準用する同条第七項の規定による特定第一号措置に係る特定認定の取消しについて、第百六条の規定は

第一項又は第三項の申込みがあつた場合（第一項の申込みがあつた場合には、当該申込みが株式の引受けに係るものである場合に限る。）における当該申込みに係る前項の決定を受けた第一項の申込みを行つた金融機関等であつて株式会社であるもの又は第三項の申込みを行つた金融機関等若しくはその対象子法人等であつて株式会社であるものについて、第一百七条の規定は機構が前項の決定に従い特定株式等の引受け等を行う場合について、第一百七条の二の規定は第一項又は第三項の申込みが株式、劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）又は特定劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けである場合において当該申込みに係る前項の決定を行つたときについて、第一百七条の三の規定は特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関等又は当該金融機関等を対象子法人等とする金融機関等が同項の決定に従い発行する会社法第一百五十五条に規定する議決権制限株式について、第一百七条の四の規定は特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関が同項の決定に従い発行する優先出資について、それぞれ準用する。この場合において、第一百五条第五項中「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等（第一百二十六条の二第二項第一号に規定する商工組合子法人等をいう。以下同じ。）」と、同条第六項中「第一項の申込みをした金

融機関又は第二項の申込みをした銀行持株会社等」とあるのは「第一百二十六条の二十二第一項又は第三項の申込みをした金融機関等（第一百二十六条の二第二項に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）」と、同条第七項中「対象子会社が受けた第一号措置に係る認定」とあるのは「対象子法人等（第一百二十六条の二十二第五項に規定する対象子法人等をいう。以下同じ。）が受けた特定第一号措置（第一百二十六条の二第一項第一号に規定する特定第一号措置をいう。以下同じ。）に係る特定認定（同項に規定する特定認定をいう。以下同じ。）」と、「ものとする」とあるのは「ことができる」と、第六条第一項中「株式の引受けの」とあるのは「特定株式等の引受け等（第一百二十六条の二十二第一項に規定する特定株式等の引受け等をいう。以下同じ。）」と、同条第四項中「ものとする」とあるのは「ことができる」と、同条第六項中「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「労働金庫等子法人等（第一百二十六条の二第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等をいう。以下同じ。）である場合における第一項又は第三項の規定の適用については、これらの規定中「内閣総理大臣」とあるのは、「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、第七条第二項中「株式等の発行者」とあるのは「特定株式等（第一百二十六条の二十二第六項第一号に規定する特定株式等を

いう。) の発行者」と、「又は労働金庫連合会」とあるのは「、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、同条第三項中「銀行持株会社等が第百五条第二項」とあるのは「金融機関等が第百二十六条の二十二第三項」と、「銀行持株会社等が発行する」とあるのは「金融機関等に対して」と、「銀行持株会社等は」とあるのは「金融機関等(この項の規定により当該金融機関等又はその金融機関等子法人等(第一百二十六条の二第五項に規定する金融機関等子法人等をいい、対象子法人等を除く。以下この項において同じ。)が特定株式等の引受け等を行つた金融機関等子法人等を含む。)」と、「その対象子会社」とあるのは「当該対象子法人等又は当該金融機関等子法人等」と、「株式等の引受け等」とあるのは「特定株式等の引受け等」と、「株式の引受けの」とあるのは「金融機関等に対する特定株式等の引受け等の」と、第百七条の二第一項中「株式会社商工組合中央金庫である場合にあつては、」とあるのは「労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては」と、「経済産業大臣」とあるのは「経済産業大臣とする。」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定株式等の引受け等の決定に係る保険業法の特例)

第一百二十六条の二十三 前条第六項の決定がされた場合において、当該決定に係る基金の募集をする相互会社は、保険業法第六十条第一項の規定にかかわらず、取締役会の決議によつて、新たに募集をする基金の額を定め、及び当該基金の募集をすることができる。

2 前項に規定する場合においては、同項の基金の募集をする相互会社は、保険業法第六十二条第一項の規定にかかわらず、取締役会の決議によつて、当該基金の募集に関する定款の変更をすることができる。

(特定株式等の引受け等に係る計画の公表等)

第一百二十六条の二十四 内閣総理大臣は、第一百二十六条の二十二第六項の決定をしたときは、同条第五項の規定により提出を受けた経営健全化計画を公表するものとする。ただし、金融システムの混乱を生じさせるおそれのある事項、当該経営健全化計画を提出した金融機関等（当該経営健全化計画を連名で提出した金融機関等及びその金融機関等子法人等を含む。以下この項において同じ。）の債権者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該経営健全化計画を提出した金融機関等の業務の遂行に

不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

2 内閣総理大臣は、機構が取得特定株式等又は取得特定貸付債権（機構が特定第一号措置に係る特定株式等の引受け等により取得した貸付債権をいう。以下この章において同じ。）の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、当該特定第一号措置の特定認定に係る金融機関等（第百二十六条の二十二第五項の規定により経営健全化計画を連名で提出した金融機関等を含む。）に対し、同項の規定により提出を受けた経営健全化計画の履行状況につき報告を求め、これを公表することがで
きる。

3 前項の「取得特定株式等」とは、次に掲げるものをいう。

一 機構が特定第一号措置に係る特定株式等の引受け等により取得した特定株式等（株式等、特定劣後特約付社債、株式会社及び優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関以外のものの出資又は基金に係る債権をいう。次号において同じ。）（株式等にあつては次に掲げるものを含み、特定劣後特約付社債、株式会社及び同項に規定する協同組織金融機関以外のものの出資又は基金に係る債権にあつては次に掲げるものに類するものを含む。）

イ 当該特定株式等が株式である場合にあつては、次に掲げる株式

(1) 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該特定株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付

されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該特定株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資

二 機構が特定第一号措置に係る特定株式等の引受け等を行つた金融機関等の株式交換又は株式移転に

より当該金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつた会社から機構が割当てを受けた株式（次に掲げるものを含む。）その他の政令で定める特定株式等

イ 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求

により転換された他の種類の株式

口 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

ハ 当該株式又はイ若しくは口に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

(特定第一号措置に係る株式交換等の認可)

第一百二十六条の二十五 第百二十六条の二十二第六項の決定に従い機構が特定株式等の引受け等を行つた金融機関等（この項の認可を受けた場合における次項第一号に規定する会社を含む。）であつて、機構が現に保有する取得特定株式等（前条第三項に規定する取得特定株式等をいう。以下この章において同じ。）である株式の発行者であるもの（以下この条において「発行金融機関等」という。）は、株式交換（当該発行金融機関等が株式交換完全子会社となるものに限る。）又は株式移転（以下この条において「株式交換等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣（当該発行金融機関等が労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。次項において同じ。）の認可を

受けなければならない。

2 内閣総理大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、前項の認可をするものとする。

一 株式交換等により当該発行金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となる会社が金融機関等を金融機関等子法人等とする金融機関等（新たに設立されるものを含む。）であること。

二 株式交換等により機構が割当てを受ける取得特定株式等となる株式の種類が当該株式交換等の前ににおいて機構が保有する取得特定株式等である株式の種類と同一のものと認められ、かつ、当該株式交換等の後において機構が保有する取得特定株式等である株式に係る議決権が前号に規定する会社の總株主の議決権に占める割合が、当該株式交換等の前において機構が保有する取得特定株式等である株式に係る議決権が当該発行金融機関等の總株主の議決権に占める割合と比べて著しく低下する場合でないこと。

三 株式交換等により当該取得特定株式等である株式の処分をすることが困難になると認められる場合でないこと。

3 発行金融機関等が第一項の認可を受けて株式交換等を行つたときは、当該発行金融機関等又はその金融機関等子法人等であつて、第一百二十六条の二十二第六項の決定（同条第一項の申込みに係る決定に限る。）に従い機構が特定株式等の引受け等を行つた金融機関等又は同条第六項の決定（同条第三項の申込みに係る決定に限る。）に従い機構が特定株式等の引受け等を行つた金融機関等の対象子法人等（次条第四項に規定する承継子法人等を含む。）であるものは、その実施している経営健全化計画（第一百二十六条の二十二第五項の規定、この項の規定又は次条第四項において準用する同条第三項の規定により提出したもの）をいう。）に代えて、当該経営健全化計画に記載された方策（当該経営健全化計画を連名で提出した金融機関等の経営体制に係る部分を除く。）のほか、当該株式交換等により当該発行金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつた会社における責任ある経営体制の確立のための方策その他の政令で定める方策を記載した経営健全化計画を、当該株式交換等により当該発行金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつた会社と連名で、内閣総理大臣（当該経営健全化計画を提出する金融機関等が労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び經

済産業大臣とする。次項において同じ。）に提出しなければならない。

4 前条の規定は、内閣総理大臣が前項の規定により提出を受けた経営健全化計画について準用する。この場合において、同条第二項中「金融機関等（第百二十六条の二十一第五項の規定により）」とあるのは、「経営健全化計画を次条第三項の規定により提出した金融機関等（当該）と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定第一号措置に係る組織再編成の認可）

第百二十六条の二十六 第百二十六条の二十二第六項の決定（同条第一項の申込みに係る決定に限る。）に従い機構が特定株式等の引受け等を行つた金融機関等（この項の認可を受けた場合における次項第一号に規定する承継金融機関等を含む。）であつて機構が現に保有する取得特定株式等又は取得特定貸付債権に係る発行者又は債務者であるもの（以下この条において「対象金融機関等」という。）は、合併、会社分割、会社分割による事業に関する権利義務の全部若しくは一部の承継又は事業譲渡等（以下この条において「組織再編成」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣（当該対象金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣

及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては内閣总理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。次項において同じ。）の認可を受けなければならない。

2 内閣総理大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、前項の認可をするものとする。

一 組織再編成の後において機構が保有する取得特定株式等又は取得特定貸付債権に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象金融機関等であること又は当該対象金融機関等が実施している経営健全化計画（第二百二十六条の二十二第五項又は次項の規定により提出したもの）に係る事業（以下この項において「経営健全化関連業務」という。）の全部を承継する他の金融機関等（新たに設立されるものを含む。以下この条において「承継金融機関等」という。）であること。

二 組織再編成により当該対象金融機関等（承継金融機関等を含む。）の経営の健全化が阻害されないこと。

三 経営健全化関連業務の承継が行われるときは、当該承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

四 組織再編成により当該取得特定株式等又は取得特定貸付債権につき、その処分をし、又は償還若し